

議案第 4 3 号

専決処分事項の承認を求めることについて

次のことについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和 2 年 5 月 8 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の 制定について

専決第6号

専 決 処 分 書

次のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

東近江市長 小 椋 正 清

**東近江市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の
制定について**

東近江市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例

東近江市国民健康保険診療所条例（平成17年東近江市条例第163号）の一部を次のように改正する。

別表第1 東近江市蒲生医療センターの項中「脳神経外科」を「脳神経外科
泌尿器科
婦人科」に改め、

同表東近江市鋳物師診療所の項中「内科」を「外科」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

東近江市蒲生医療センターの診療科目に泌尿器科及び婦人科を新設するとともに、東近江市鋳物師診療所の診療科目を変更するに当たり専決処分を行ったので、市議会の承認を得たく、本議案を提出するものである。